

**事業概要**

「八雲村学校給食センター施設整備事業」は、島根県八束郡八雲村(人口約 7000 人)において、県道拡幅に伴い移転する旧学校給食センターを建て替え、衛生的かつ安全で働きやすい HACCP(衛生上の危害の予防を達成するための基準。危害分析重要管理点(監視)方式)対応の施設を整備し、その後 30 年にわたり施設の維持管理を行うPFI事業です。なお、献立作成や調理等の給食センターの運営業務については、PFI事業の範囲から除き、村の直営により、行っています。

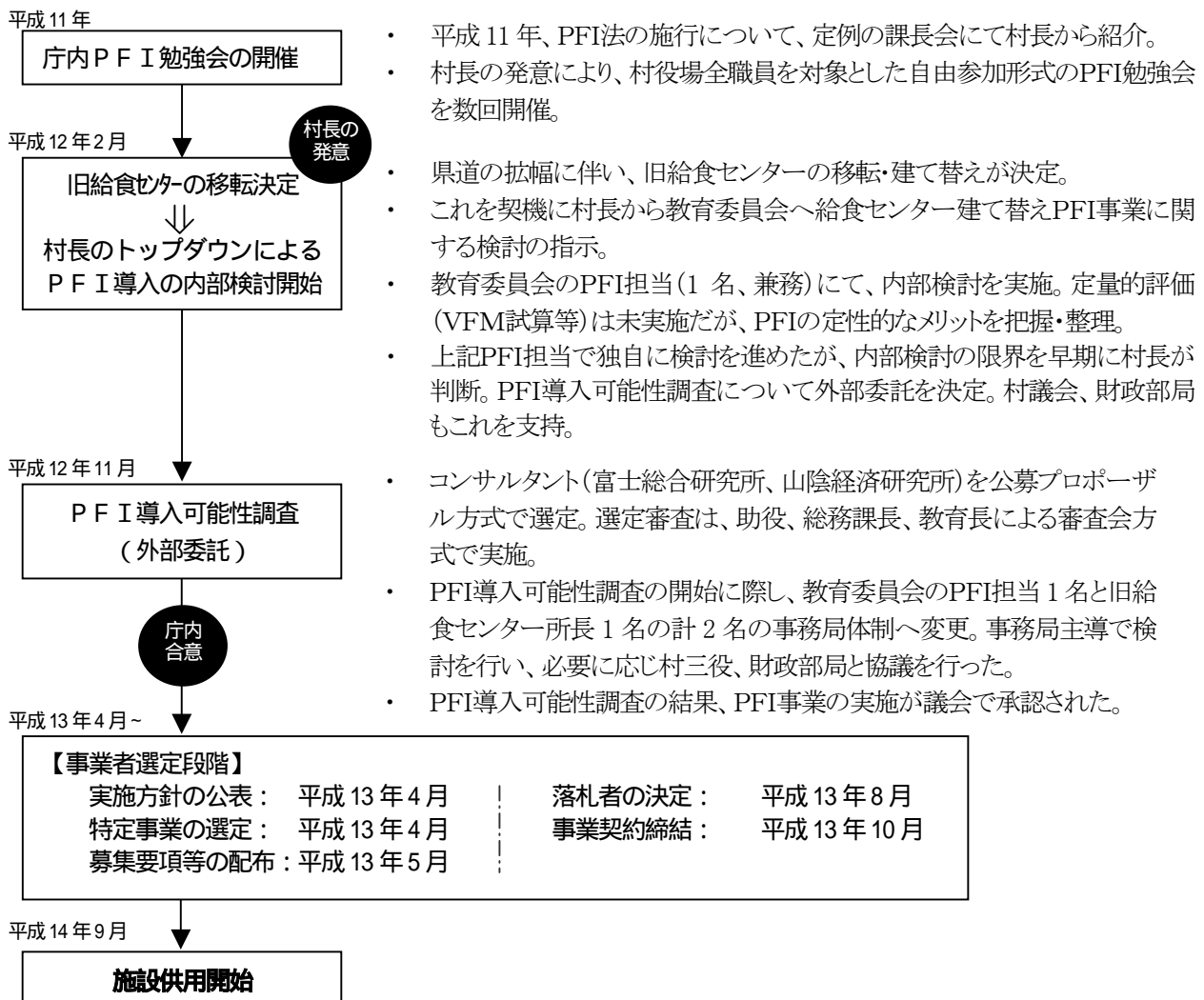


約 3,000m<sup>2</sup> の敷地に、鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、平屋建て延べ 914m<sup>2</sup> の規模で、給食供給能力は一日約 1,000 食、年間稼働日数は約 200 日の施設を整備し、平成 14 年 9 月から供用を開始しています。

Keyword

給食センター、村による P F I 事業、B T O 方式、サービス購入型、事業期間 30 年

**1. 事業化までの検討経緯・庁内体制の流れ**



## 事業化の過程における議会や住民への対応

初期の内部検討から事業者選定段階を通じ、村議会に対しては、幾度となく当PFI事業について説明を重ね一定の理解を得てきました。特に議員の中でも自ら事業を行っている方は、比較的すんなりと、PFI方式では民間の創意工夫やノウハウを取り込むことが可能なため、より効果的、効率的な事業実施が図られる点を理解していただけた。また、一部、サービスの品質への漠然とした不安をもつ議員もおられました。総じて、事業はスムーズに進捗しました。

地域の住民に対しては、通常の公共事業と同様に村の広報誌を通じて事業概要の説明を行い、特段の説明会の開催を行ったりはしていません。調理等の給食センターの運営については、PFIの事業範囲ではなく従来どおり村の給食センター職員により行うため、住民から特段の不安や反対意見が出ることはありませんでした。

## 2. 本事業における課題とその解決策

### 給食センターの運営は、従来どおり『公共の直営』により行われています

地産地消や食育といった本村の重要方針を維持継続していくため、給食センターの運営については、PFIの事業範囲から除き、従来どおり村が直接実施することとしました。こうしたことにより、給食センターが中核となり、学校や地域が連携して地元の新鮮で安心な食材を使った給食の提供を実現しています。

現在、本給食センターは、所長1名、栄養士1名、調理員4名に臨時調理員数名を加えた体制で施設の運営を行っています。



地元の給食用野菜生産者により納入される新鮮な野菜

### 将来、技術が陳腐化した場合は、村と民間事業者で協議して対策を講じます

本事業は事業期間が30年と長期にわたるため、その間に、新技術を用いた設備機器が開発され、それを新たに整備して用いる方が、事業期間全体のコストが低減される可能性があります。こうした施設陳腐化リスクが発生した際には、官民で協議して柔軟に適切な対応をとることができるように、事業契約書には、技術革新による施設の陳腐化が発生した際には官民で協議して対策を講じる旨、記載することになりました。

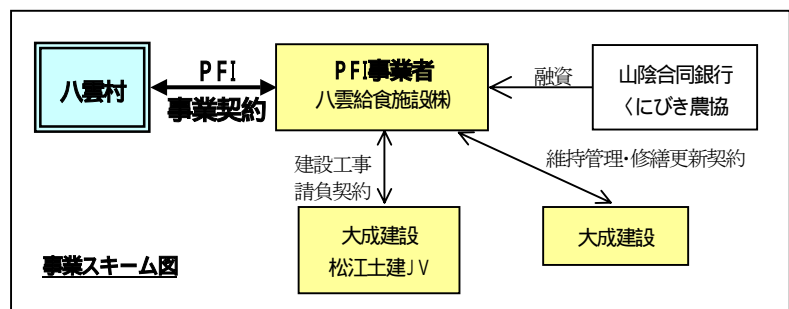
### 食中毒が発生した場合の村とPFI事業者の責任分担を事前に契約書で規定しています

食中毒が発生した場合の責任は、食中毒発生の原因者が負うこととなります。ただし、食中毒の原因を特定できなかった場合には、村が損害賠償等を行うリスク分担とすることで、民間事業者に過度の負担を与えず、より多くの民間事業者が本事業へ応募可能となるように配慮しました。

### 地元の建設業者と地域金融機関が本事業に関係しています

当初、PFI方式では地元企業の受注機会が減るといった反対意見も地元企業から間接的にはありましたが、それ程強い反対ではありませんでした。このような状況のもと、本事業では特段の地元業者の優遇措置はとっていません。

しかしながら、結果として、選定事業者の構成員に県内の大手建設業者が含まれ、また、資金の融資についても、村の指定金融機関である農協が加わることとなりました。



### 本事業は国庫補助金の交付を受けていません

本事業への国庫補助の導入を検討するに当たり、当時の村の一番の懸念事項は、補助金を受ける場合、施設整備費のうち国庫補助を除く部分は村の負担として一般財源を手当てしなければならないということであり、一般財源の負担を軽減したいという事情がありました。村にとっては、一般財源からの支出を減らすというのが一番の優先順位でした。

また、給食施設は食数による面積要件等の補助金交付に際しての制約がある点、そもそも交付を受けられる補

助金が少額であった点、またスケジュール的に補助金申請の期間と合わなかったため、最終的に補助金の交付を受けないこととなりました。

### 3. 事業開始後の状況

#### (1) 運営モニタリングの方法

給食センターの運営は村直営であり、センター職員が常駐し日々施設の状況を把握しています。施設の故障があった場合は、センター職員から松江市内にあるPFI事業者へ電話をかけて対応してもらっています。また、必要な場合は、30分で給食センターへPFI事業者の職員が駆けつけることが可能な体制になっています。今までのところ、大きな問題が発生したことは無く、給食センターが停止するようなことはありません。

一方で、施設の維持管理については、PFI事業者より、毎年、維持管理年間計画の提出を受け、これに従って維持管理を実施していただいています。また、村は、PFI事業者が提出する業務月報、SPCの年次財務報告書の確認を行っています。加えて、施設の法定点検等には、給食センター職員が全て立ち会って適切な施設の維持管理を行っています。

#### (2) PFI導入のメリット

##### 多くの民間の創意工夫やノウハウを取り込むことができました

本事業は結果として国庫補助事業となりませんでした。逆に、施設面での制約が減り、民間ノウハウをより幅広く活用する自由度が増し、施設整備の面では非常に満足の内容となりました。その一例として、見学者の見学通路全面にある大きな窓から調理場が見渡せ、調理場の開放感が増し、労働環境の向上を実現できました。

##### 良質な施設が職員の意欲を高めました

施設については給食センター職員も非常に満足しているようです。また、就労環境の向上に付随して、センター職員の労働意欲も向上したと感じています。例えば、試食スペースや展示スペースがPFI事業者の提案により設置されましたが、センターの村職員から、このスペースを利用した様々なアイデアが出ました。また、給食センターは通常、夏休み等は閉鎖となります。しかしながら、センター職員の提案により、その時期も学童保育施設に給食を提供することとなり、地域へのサービスが向上しています。もちろん、普段の給食自体についても、教員の評判は上々です。良い施設が職員の意欲を高めた結果だと感じています。

##### 事業費の削減を実現しました

事業費の削減に関しては、当初、公共で想定していたものと比べ、特に、維持管理費の減少幅が大きかったです。また、PFI事業では施設整備や物品の調達に民間と民間の間の取引になり、概して、従来型事業における、行政と民間の間の通常の売買取引の場合に比べて、価格が大幅に低下したと感じています。



給食センター内で作業される職員のみなさん

#### (3) PFI導入のデメリット

特段のデメリットは、今のところ見当たりません。自動化した調理機械のちょっとした不具合が、これまで数回生じましたが、施設の運営が止まるような大きな問題は発生していません。

## 4. PFI事業を振り返って

### (1) PFI事業の成功のポイント

#### 組織トップの強いリーダーシップが必要です

本村の場合、大きな組織ではないため、村長とPFI事業の担当職員の距離が非常に近く、他の地方公共団体に比べ、なおさら村長のリーダーシップと支援が、本事業の実現への重要な要素でした。他の地方公共団体においても、首長の確固とした決断とバックアップを得ることが一番大切であると感じます。

### (2) PFI導入を目指されている他団体へのアドバイス

PFI導入に際しては、新しい事業方式に不慣れなため、確かに事務負担の増加等、地方公共団体職員にとって、大変な面もあります。そのため、事業担当部の事務局の人員体制の充実や、それを側面支援するPFI担当部署の設置等が強く望まれると考えます。しかし、通常言われているほどの過度の心配をする必要は全くないということも付け加えておきたいと思います。



事業担当者の八雲村教育次長の三好淳さん（左）  
と給食センター所長の石原元雄さん

事業担当者： 松江市教育委員会 八雲分室 分室長 三好 淳氏  
〒690-2192 島根県松江市八雲町西岩坂 316  
T E L : 0852 - 55-5770  
e m a i l : yakumo-kyouiku@city.matsue.shimane.jp



## 事業データ

事業名称	八雲村学校給食センター施設整備事業
発注者	八雲村（島根県）
施設の種類・規模等	給食センター（1,000食/日）
PFI事業の範囲	施設整備、維持管理。ただし、給食センターの運営は除く。 （村の直営で運営）

### PFI事業の概要

事業方式	BTO方式
事業形態	サービス購入型
事業期間	30年

### PFIアドバイザー（公共側）

会社・団体名	富士総研、山陰経済経営研究所
アドバイザー選定方式	プロポーザル方式

### 事業実施スケジュール

実施方針の公表	平成13年4月2日
特定事業の選定	平成13年4月20日
募集要項等の配布	平成13年5月21日
事業予定者選定	平成13年8月27日
事業協定締結	平成13年10月26日
開業	平成14年9月1日

### VFM(Value for Money)

特定事業の選定段階でのVFM	7.1%
事業者の選定段階でのVFM	予定価格 11.65億円、落札価格 9.35億円（現在価値化前）

### 提案審査

民間事業者選定の方法	総合評価一般競争入札（一段階提案）
価格と定性面の評価方式	加算方式
内、価格要素の割合	30%
審査委員会構成（合計人数）	6人
内、学識経験者等	1人（島根大学総合理工学部教授（建築学））
管理者（公務員）	3人（村助役、教育長、総務課長）
その他（地元等）	2人（設計事務所、建築業）

### 選定・落札事業者

代表企業	大成建設株
構成企業	松江土木株

## リスク分担表（入札公告の段階）

事業名： 八雲村学校給食センター施設整備事業

### 1. 共通リスク

リスク項目	内容	村	民間	分担
募集要項リスク	事業者募集要項に瑕疵があったために生じるリスク			
制度リスク	行政リスク	P F I 契約に関する議会承認が得られない		
	法制度リスク	一般分野の法制度変更が、建設費用、保守費用、設備費用等に追加費用を生じる		
	許認可リスク	当該事業分野的を絞った法制度変更が、建設費用、保守費用、設備費用等に追加費用を生じる		
	税制度リスク	建築許可等に係る許認可の遅延により費用の増加が生じる。予定した節約分の逸失を含む		
反対リスク	着工前の段階で、施設の設置等に対する住民の反対運動等が生じる			
不可抗力	不可抗力により費用増加が生じたり、施設が利用できなくなる、事業が中止に追い込まれる			

### 2. 設計リスク

リスク項目	内容	村	民間	分担
設計不適合	村が要求する水準の施設を設計できない			
設計遅延	村側事由	村側の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす		
	事業者側事由	事業者側の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす		
設計変更	村側事由	村側の事由により設計変更が生じ費用が増加する		
	事業者側事由	事業者側の事由により設計変更が生じ費用が増加する		

### 3. 建設リスク

リスク項目	内容	村	民間	分担
建設費増大	村側事由	村側の指示による費用超過、建設遅延		
	事業者側事由	建設費用見積り、建設期間見積りの誤差		
	予見せざる用地条件	予見できない用地条件のせいで費用の変更が生じる		
設計違反	設計通りに建設されなかったために建設・設計費用の増加をもたらす			
プロジェクトマネジメントの不足	プロジェクトマネジメントが劣悪なため追加費用が生じる			
業者間の紛争	企業間紛争により建設の遅延やマネジメント費用の増加が生じる			
建設段階の住民対策	建設時の周辺環境等に係る苦情処理			
現場の警備責任	設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅延が生じる			
現場の安全管理責任	建設工事の制度的条件に適合しなければならない			
建設工事中の事故等	建設工事中に事故や第三者への損害が生じ、費用増加及び遅延が生じる			

### 4. 施設リスク

リスク項目	内容	村	民間	分担
施設の瑕疵	建物の構造に補修を要する瑕疵があることが顕在化する（瑕疵担保期間内）			
村による仕様の変更	運営期間中に村が仕様の変更を求める			
施設の利用可能性	維持管理契約もしくは更新修繕契約に定める対応がなされなかったため、施設の一部又は全部が利用に供されない。是正のための費用が生じる。			
技術革新による施設・設備の陳腐化	施設・設備が契約期間中に陳腐化する。			
設備更新リスク	技術的な変化により村が契約に定める以外の設備更新等を要求する維持管理が不適切であったり、事業者の独自判断により施設設備の更新サイクルが短期化する			

### 5. 運営リスク

リスク項目	内容	村	民間	分担
収入リスク	給食数の変化	人口の急激な増減等により給食数が増減する。給食数の増加は施設の増設の必要性をもたらす、給食数の減少は施設の過剰をもたらす。		
	収入見積りの誤差	給食費の低下により収入が当初予想に達しない		
サービス提供の費用見積りの誤差	給食提供原価が、人件費、光熱水費等の変化により増大する			
	修繕費増大リスク	契約で定める範囲内の更新修繕費が、当初の予想修繕費と合致しない		
サービス水準	サービス提供の水準不足	施設管理が契約で定める必要水準のサービスを提供できず、是正に費用を要する		
	下請けの業務水準	下請け管理が劣悪なため、サービス提供のために追加費用が生じる		
運営中の損害	給食業務に起因して第三者に対し損害賠償が生じる			
	給食業務に起因して施設、設備を損傷する（契約で定める範囲内のもは除く）			
物価リスク	給食業務に起因して環境悪化等を理由に住民から苦情が出る			
金利リスク	物価上昇により維持管理費、更新修繕費が増大する（運営は村の負担）			
事業中止	事業期間中に金利が上昇する			
	村の事由による事業中止	村の事由により事業中止及び民間への補償が生じる		
	事業者の問題による金融機関の介入	事業者の問題により金融機関の介入に至り費用が増加する		
事業者の問題による事業中止	事業者の問題により金融機関が介入するが処理できない場合に契約終了に至る			